

平成十六年の政府答弁書の「生命等」の趣旨の異同等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十七年九月二十五日

小西洋之

参議院議長 山崎 正昭 殿



平成十六年の政府答弁書の「生命等」の趣旨の異同等に関する質問主意書

平成十六年六月十八日の衆議院議員島聡君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書（内閣衆質一五九第一一四号）における「国民の生命等が危険に直面している状況下で実力を行使する場合とは異なり」という文言における「生命等」の意味は、「国民の生命や身体が危険にさらされるような場合に」の「国民の生命や身体」と同一であると解してよいか。同一ではないこととなる他の意味がある場合は、それを具体的かつ網羅的に示されたい。

右質問する。

